

令和3年4月27日

保護者の皆様

杉並第三小学校  
校長 森賀 慎一

## 緊急事態宣言発令期間中の新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より学校の教育活動にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症への対応については、「杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン（令和3年度）」及び「緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について（4月23日）」に基づき、感染防止対策を十分に行いながら教育活動に取り組んできたところでありますが、4月25日には首都圏の1都3府県を対象に3度目の「緊急事態宣言」が発令される状況となっていました。

杉並区立学校は、緊急事態宣言（4月25日から5月11日まで）の対象期間においても、より一層の感染防止対策を行いながら学校運営を継続しますが、感染の発生や拡大のリスクをできるだけ低減するため、下記の取組についてご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

### 記

#### 1 学校生活における感染予防対策について

##### ○マスクの常時着用について

- ・学校では、学習時間・休み時間を問わず、マスクの常時着用を原則とします。  
(給食喫食時や運動後など呼吸を整える時には、人と離れて話さずに外します。)
- ・区教育委員会からは、「不織布マスク」の着用が推奨されています。

##### 〈不織布マスク推奨の背景〉

児童の中には、マスクが飛沫や唾液でびしょ濡れになっていたり、ひもが伸びて外れそうになっていたり、落として汚れてしまったりして、着用の効果が心配になるような状態でいる姿も散見されます。また、保健所の調査では「どのようなマスクを着用していたか」が問われることもあり、不織布マスクでなかったためPCR検査の対象者となった事例があるそうです。お子さんの様子に合わせて、可能な範囲で対応してください。

##### ○学習活動等について

- ・感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は実施しません。
- ・家庭科の調理実習は実施しません。
- ・学年を跨いでの教育活動を行わないという区の方針に従って、クラブ活動・委員会活動（常時活動を除く）・縦割り班活動は実施しません。
- ・放課後遊びや放課後補習教室は実施せず、終業後はすぐに下校します。

##### ○移動教室・遠足・社会科見学について

- ・移動教室は、延期は行わず中止します。なお、中止の場合は、代替行事（日帰り）を行います。
- ・貸切バスを使用した校外学習、公共交通機関を利用した遠足は延期します。

○学校公開・保護者会等について

- ・土曜授業の公開は実施しません。
- ・図書ボランティアによる読み聞かせ（毎週金曜日）は実施しません。
- ・5、6年生移動教室説明会は実施します。

2 ご家庭での指導について

○「健康観察記録用紙」による健康観察を継続するようご協力ください。

- ・感染者発生時の保健所の調査に過去の「健康観察記録」が必要になる場合がありますので、回収後1か月間学校で保管し、その後処分します。

○登校時間が早くなり過ぎないようご注意ください。

- ・登校時間は8:10～8:20です。8:10までは校庭で密にならないように並んで待つことになります。暑い中、7:30頃から30分以上も待っている児童もいて、今後熱中症等健康面が心配になります。8:00前には登校しないよう、ご家庭で時間調整してください。

○児童が感染した場合や濃厚接触者となった場合には、すぐに学校へご連絡ください。

- ・発熱等の症状で心配な場合は、まずは「かかりつけ医」に電話で相談してください。
- ・次の新型コロナ受診相談窓口もご利用できます。

<平日日中> 杉並区受診・相談センター (03-3391-1299) 9:00～17:00

<年中無休> 東京都発熱相談センター (03-5320-4592) 24時間

○学校での感染拡大を防止するため、次の場合は学校に連絡し登校を控えてください。

(この場合、出席簿の記録は「欠席」とはならず、「出席停止」となります。)

\*児童が感染した場合や濃厚接触者となった場合

\*同居者が感染した場合や濃厚接触者となった場合

\*同居者がPCR検査を受けることになった場合や感染の恐れがありそうな場合

\*児童の体調が悪い場合や発熱など風邪様の症状がある場合

「1日で体調が回復した・熱が下がった」からと、受診せずに保護者の判断で翌日すぐに登校した結果、実は陽性者だったため学校で感染を広げてしまったという事例が、小学校で発生しています。何らかの症状が見られた場合は、まずは登校を控え、念のため受診して医師の判断を仰ぐなど、慎重に対応していただきますようお願いいたします。

3 その他

○上記の「1 学校生活における感染予防対策について」は「緊急事態宣言発令期間中（4月25日～5月11日）」の対応とします。今後、感染拡大状況が変化し、期間が延長や短縮された場合の対応は、改めて文書や緊急メールにてお知らせします。

【問い合わせ先】

副校長 板垣 聰美 (3314-1564)